

地域福祉計画における計画期間の変更

現状の計画期間

計画名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
総合計画	[18年度～27年度]									
15年(前中後期、各5年)	[18年度～27年度]									
地域福祉計画	[18年度～27年度]									
5年	[18年度～27年度]									
障害者福祉計画	[18年度～27年度]									
5年	[18年度～27年度]									
障害福祉計画	[18年度～27年度]									
3年	[18年度～27年度]									
高齢者保健福祉計画 <small>3年(介護保険事業計画と一体とするため変更)</small>	[18年度～27年度]									
介護保険事業計画	[18年度～27年度]									
3年	[18年度～27年度]									
地域保健計画	[18年度～27年度]									
5年	[18年度～27年度]									
次世代育成支援行動計画	[18年度～27年度]									
5年	[18年度～27年度]									

元は5年であったものを3年に振り分けている。

計画期間がずれているため、意向調査・計画策定を行う時期がずれてしまう。(次世代育成支援行動計画除く)

法律で定められた計画期間があるものについては、変更ができない。(介護保険事業計画、障害福祉計画、次世代育成支援行動計画)

市の上位計画である総合計画と策定時に方針等で調整を図る必要がある。

新たな計画期間

計画名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総合計画	[18年度～29年度]											
新計画(第4次)の期間は未定	[18年度～29年度]											
地域福祉計画	[18年度～29年度]											
6年(1年延長)	[18年度～29年度]											
障害者福祉計画	[18年度～29年度]											
6年(1年延長)	[18年度～29年度]											
障害福祉計画	[18年度～29年度]											
3年	[18年度～29年度]											
高齢者保健福祉計画 <small>3年(介護保険事業計画と一体とするため変更)</small>	[18年度～29年度]											
介護保険事業計画	[18年度～29年度]											
3年	[18年度～29年度]											
地域保健計画	[18年度～29年度]											
6年(1年延長)	[18年度～29年度]											
次世代育成支援行動計画	[18年度～29年度]											
5年	[18年度～29年度]											

計画年度を合わせる事で、意向調査・計画策定を一体的に行うことができる。(次世代育成支援行動計画除く)

総合計画の方針に沿った形で計画策定の検討ができる。